失効し、1997年10月17日以前に業務を開始したアナログ周波数割当ての保護に適用される電力束密度制限値を記載していたこと。

b) 該当するアナログ送信は陳腐化しており、付録第30号及び第30A号に従うことを条件とする帯域では、放送衛星業務（BBS）及びBSSのフィーダリンクには使用されていなかったこと。

以下を認識し、

a) 第二地域プランとそれに付随する規定との整合性は、維持されなければならないこと。

b) 第一地域及び第三地域のBSSと3地域全てにおけるその他の業務との間の両立性を確保すべきこと。

以下を決議する。

1 2017年1月1日以降、

1.1 付録第30A号の第9A条及び付録第30号の第11条並びに第一地域及び第三地域のリストに記載されている全てのアナログ周波数の割当て（例えば、“27MOF8W”）は、デジタル周波数の割当て（例えば、“27MOG7W”）に変換されること。

1.2 無線通信局は、第一地域及び第三地域のプラン及びリスト並びにまだ申請段階にある第４条のほかの提出物の参照状況（EPM）を、過去の技術審査結果を見直すことなく、2017年1月1日時点の付録第30号及び第30A号主データベースに従い更新すること。

2 無線通信局は、第二地域プランの中のアナログ周波数の割当てに関しては現行の計算方法を継続して適用すること。

追　決議第557（WRC-15）　付録第30号の第７付属書の改定の可能性の検討

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a) 第一地域の11.7-12.5 GHz、第二地域の12.2-12.7 GHz及び第三地域の11.7-12.2 GHzの周波数帯における放送衛星業務（BSS）に適用される規定は、付録第30号に記載されていること。

b) 固定衛星業務（FSS）網は、第一地域の12.5-12.75 GHz、第二地域の11.7-12.2 GHz及び第三地域の12.2-12.75 GHzの周波数帯で運用されていること。

c) 付録第30号の第７付属書（WRC-15、改）が、軌道位置制限を含む制限を規定していること。

以下に留意し、

a) ITU無線通信部門（ITU-R）が、BSS計画の会議の準備で相当量の研究を行い、多くの報告及び勧告を策定したこと。

b) 異なる地域からのBSS及びFSS網は、共存、同時運用及び個々の地域の中で軌道資源の共用ができること。

c) 現行の付録第30号の第７付属書に基づき実現された運用中の通信網については、特別な考慮が払われなければならないこと。

d) BSSが軌道位置制限に従うことを条件としているのに対し、同じ周波数帯のFSSは条件としていないこと。

以下を認識し、

a) デジタルBSS及びフィーダリンクへの割当てを想定して、WRC-2000が、第一地域及び第三地域のために新しいプランを策定したこと。

b) 考慮事項b）で述べた周波数帯で運用している既存のFSS網及び付録第30号の第７付属書の現行規定に従い実現されたBSS網は、引き続き保護されること。

c) 付録第30号の第７付属書（WRC-15、改）の現行規定に従うことを条件として、第三地域の11.7-12.2 GHz、第一地域の11.7-12.5 GHz及び第二地域の12.2-12.7 GHzの周波数帯は、BSS網により幅広く使用されていること。

d) 第一地域の12.5-12.75 GHz、第二地域の11.7-12.2 GHz及び第三地域の12.2-12.75 GHzの周波数帯は、FSS網により幅広く使用されていること。

以下を2019年世界無線通信会議に要請することを決議し、

ITU-Rの研究結果を検討し、適宜必要な措置を執ること。

以下をITU-Rに要請する。

プラン及びリストの中の割当て並びに認識事項c）で述べた将来のBSS網並びに認識事項d）で述べた既存及び計画中のFSS網を保護し、新たな制約を課さないことを確保しつつ、付録第30号の第７付属書（WRC-15、改）で述べている制限を研究し、見直し、及び必要ならば改定の可能性を特定すること。

改　決議第608（WRC-15、改）　無線航行衛星業務（宇宙から地球）のシステムによる1215-1300MHzの周波数帯の使用

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a) WRC-2000は、1260-1300MHzの周波数帯において無線航行衛星業務（RNSS）に対する新たな分配を導入したこと。

b) 1215-1240MHz及び1240-1260MHzの周波数帯が既にRNSSに分配されていること。

c) 1215-1260MHzの周波数帯において、RNSS（宇宙から地球）のシステムは、この周波数帯で運用するレーダーに対する混信についてのいかなる報告もなく、20年以上にわたり運用に成功してきたこと。

d) 1215-1300MHzの周波数帯において運用している無線測位システムに対する保護の継続的必要性の重大さ

以下に留意し、

a) ITU-R勧告M.1902 “1215-1300Hzの周波数帯で運用している無線航行衛星業務（宇宙から地球）の受信用地球局のための特性及び保護基準”

b) ITU-R報告M.2284 “1215-1300MHzの周波数帯で運用している無線航行衛星業務（宇宙から地球）システムとレーダーとの両立性”

以下に更に留意し、

WRC-03で採択された第5.329号は、1215-1300MHzの周波数帯におけるRNSS（宇宙から地球）の運用を規定し、第5.331号に掲げる国々において運用する無線航行業務のシステムに対して既に与えられている保護に加えて、当該周波数帯で運用する無線標定システムを保護することになること。

以下を認め、

1 ITU-Rは、1215-1300MHzの周波数帯で運用する無線測位システムの保護に関する研究を行ったこと。また、こうした研究は、必要に応じてITU-R勧告を作成するために、ITU-R研究課題62/5及び217/4など関連するITU-R研究課題に基づいて継続すべきであること。

2 WRC-2000の終了までは、1215-1260MHzの周波数帯におけるRNSSの利用は、アルジェリア、ドイツ、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、クロアチア、デンマーク、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インド、イラン、イラク、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、モーリタニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、